

## 「5版やさしい放射線とアイソトープ」

## 更新情報

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（略して放射線障害防止法）」が2017（平成29）年4月14日に改正され、2019（令和元）年9月1日から「放射性同位元素等の規制に関する法律」と名称が変更となります。その他、従来の教育訓練の項目および時間数も2018年4月1日から変更となりました。法改正に伴う本書の読替は以下のとおりです。

頁	該当部分	現在	読替																							
108	上から11行目	日本における現在の <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> （略して <u>放射線障害防止法</u> という）	日本における現在の <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> （略して <u>RI法</u> という）																							
120	図表Ⅲ-30 教育訓練の項目 および時間数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者 項目</th> <th>放射線業務 従事者</th> <th>取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体 に与える影響</td> <td>30分以上</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元 素等または放 射線発生装置 の安全取扱い</td> <td>4時間以上</td> <td>1時間30分以 上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害防 止法令</td> <td>1時間以上</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害予 防規程</td> <td>30分以上</td> <td>30分以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象者 項目	放射線業務 従事者	取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者	放射線の人体 に与える影響	30分以上	30分以上	放射性同位元 素等または放 射線発生装置 の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以 上	放射線障害防 止法令	1時間以上	30分以上	放射線障害予 防規程	30分以上	30分以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者 項目</th> <th>放射線業務従事者・取扱 等業務従事者共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体に 与える影響</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素 等または放射線 発生装置の安全 取扱い</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害防止 法令および放射 線障害予防規程</td> <td>30分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 項目と最低限必要な時間数のみ規定</p>	対象者 項目	放射線業務従事者・取扱 等業務従事者共通	放射線の人体に 与える影響	30分以上	放射性同位元素 等または放射線 発生装置の安全 取扱い	1時間以上	放射線障害防止 法令および放射 線障害予防規程	30分以上
対象者 項目	放射線業務 従事者	取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者																								
放射線の人体 に与える影響	30分以上	30分以上																								
放射性同位元 素等または放 射線発生装置 の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以 上																								
放射線障害防 止法令	1時間以上	30分以上																								
放射線障害予 防規程	30分以上	30分以上																								
対象者 項目	放射線業務従事者・取扱 等業務従事者共通																									
放射線の人体に 与える影響	30分以上																									
放射性同位元素 等または放射線 発生装置の安全 取扱い	1時間以上																									
放射線障害防止 法令および放射 線障害予防規程	30分以上																									
122	上から3行目	輸送物については <u>放射線障害防止法</u>	輸送物については <u>RI法</u>																							
124	上から5～6行目	事故が緊急である場合には、安全保持のための緊急措置をとるとともに事故発生を警察署、消防署および関係機関へ通報する。	事故が緊急である場合には、安全保持のための緊急措置をとるとともに事故発生を警察署、消防署および関係機関（ <u>原子力規制庁事故対処室</u> ）へ通報する。																							
125	上から3～4行目	ただちに周囲の人々、放射線取扱主任者、消防署および関係機関などに通報しなければならない。	ただちに周囲の人々、放射線取扱主任者、消防署および関係機関（ <u>原子力規制庁事故対処室</u> ）などに通報しなければならない。																							

以上